



7 城 財 第 129 号
令和 7 年 10 月 2 日
(2025年)

城陽市議会議長 乾 秀子 様

城陽市長 村田 正明
[公印省略]

採択された請願に対する処理の経過及び結果について

地方自治法第 1 2 5 条の規定に基づく請求について、下記のとおり報告いたします。

記

1	番 号	件 名	議 決 日
	請願第 6 － 1 号	スケートボードパーク建設を求める請願書	令和6年3月28日
	処 理 状 況		
	スケートボードパーク建設地として請願のあった新名神高速道路高架下については、高速道路供用後、残工事が完了する半年から 1 年後に占用許可を受けることが可能となるが、現時点で新名神高速道路（大津～城陽間）の供用時期が未定であり協議できる状況ではないため、今後、高架下利用の環境が整った段階で設置について検討する。 (まちづくり活性部新名神推進課、教育委員会事務局文化・スポーツ推進課)		経過（継続）